

輪島市文化財保存活用地域計画 目次

序章 輪島市文化財保存活用地域計画の作成にあたって	
序-1 計画作成の背景と目的	(1)
序-2 計画の位置づけ	(3)
序-3 計画の期間	(9)
序-4 作成の体制と経緯	(10)
序-5 用語の定義	(12)
第1章 輪島市の歴史文化の成り立ち	
1-1 地理的・自然的環境	(14)
1-2 社会的環境	(20)
1-3 歴史・文化環境	(32)
第2章 輪島市の歴史文化遺産の概要と特徴	
2-1 歴史文化遺産の件数	(37)
2-2 歴史文化遺産の概要と特徴	(38)
(1) 有形文化財	(38)
(2) 無形文化財	(41)
(3) 有形・無形民俗文化財	(41)
(4) 記念物	(43)
(5) 文化的景観	(44)
(6) 伝統的建造物群保存地区	(44)
(7) 埋蔵文化財	(45)
(8) 史話と伝承	(46)
(9) ユネスコ無形文化遺産	(46)
(10) 日本遺産	(47)
第3章 輪島市の歴史文化の特徴	
3-1 輪島市の歴史文化の考え方と特徴の整理	(49)
(1) 歴史文化の考え方	(49)
(2) 歴史文化の考え方と歴史文化の変遷	(50)
(3) 歴史文化の考え方と歴史文化の特徴の関係	(51)
3-2 輪島市の歴史文化の特徴	(52)
(1) 能登平家物語	(52)
(2) 大本山總持寺祖院と門前町	(52)
(3) 北前船で栄えた里	(52)
(4) 輪島塗が伝える技とまち	(53)
(5) 里山里海の恵みと暮らし	(53)
第4章 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針	
4-1 歴史文化遺産の把握等に関する調査の概要	(54)
(1) 実施済みの調査・研究	(54)

(2) 今後必要な調査	(62)
4-2 歴史文化遺産の保存・活用の現状	(63)
(1) 保存	(63)
(2) 活用	(64)
4-3 歴史文化遺産の保存・活用に関する方針	(68)
(1) 本地域計画の目指すべきまちの姿	(68)
(2) 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針	(68)
(3) 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題	(70)
(4) 歴史文化遺産の保存・活用に関する活動方針	(73)
4-4 計画の進捗管理と自己評価の方法	(77)
第5章 関連文化財群及び文化財保存活用区域の設定		
5-1 関連文化財群の設定	(78)
5-2 関連文化財群の概要	(80)
(1-1) 時国家の成立と繁栄	(80)
(2-1) 禅文化の信仰と発展	(83)
(3-1) 外浦の海岸線に残る北前船の軌跡	(87)
(4-1) 堅牢な漆と加飾の優美さが造る塗師文化	(90)
(5-1) 間垣や千枚田など里山が育む生業と風景	(94)
(5-2) 海女漁や朝市など里海が育む生業と風景	(101)
(5-3) 季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事	(106)
5-3 文化財保存活用区域の設定	(111)
(1) 文化財保存活用区域の目的	(111)
(2) 文化財保存活用区域の設定	(112)
第6章 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置		
6-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置の考え方	(116)
6-2 総合的な措置	(117)
(1) 輪島の歴史文化を「見つける」	(117)
(2) 輪島の歴史文化を「知る+伝える」	(118)
(3) 輪島の歴史文化を「守る」	(119)
(4) 輪島の歴史文化を「育てる」	(120)
(5) 多様な主体と「協働する」	(121)
6-3 関連文化財群を通じた取り組みと措置	(122)
6-4 文化財保存活用区域を通じた取り組みと措置	(136)
第7章 歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制		
7-1 輪島市の体制	(142)
7-2 歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化	(145)

序章 輪島市文化財保存活用地域計画の作成にあたって

序-1 計画作成の背景と目的

輪島市は、石川県の能登半島北西部に位置し、北は日本海に面した 81.8km もの海岸線を有する豊かな自然環境を基盤としている。中世には曹洞宗大本山「總持寺」が開かれ、北前船の往来が盛んな頃には「親の湊」と呼ばれ、海上交通の要衝として栄えた。江戸中期以降には輪島塗の全国への行商を中心とした他地域との交流を背景に、多種多様な文化が形成され、今なお輪島の地に暮らしてきた人々の生活の中で息づいている。

このような背景から本市は、「能登の里山里海(世界農業遺産)」が広がる豊かな自然環境、歴史や伝統文化、里山里海の幸(食材)など数多くの地域資源に恵まれ、地域固有の文化や自然等の地域資源が有する「強み」を活かし、観光業、漆器産業や農林水産業などの基幹産業を中心に、各種事業を積極的に展開してきた。

一方、文化財では重要無形文化財「輪島塗」、重要文化財の「時国家住宅」、「上時国家住宅」、名勝「白米の千枚田」などの 16 件もの国指定文化財のほか、北前船で栄えた天領黒島の「重要伝統的建造物群保存地区輪島市黒島地区」、重要文化的景観「大沢・上大沢の間垣集落景観」などその多様性と歴史的・文化的な層の厚みを持っている。さらに、平成 27 年(2015)には能登のキリコ祭りが「灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」として、平成 30 年(2018)には北前船文化が「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」として日本遺産に認定されている。また、重要無形民俗文化財「能登のアマメハギ」が日本各地の 10 の来訪神行事からなる「来訪神 仮面・仮装の神々」として、平成 30 年(2018)にユネスコ無形文化遺産に登録された。

これらの 300 件を超える国・県・市指定等文化財を有し、これまで文化財保護法や、県・市文化財保護条例に基づいて、保存継承の観点から文化財毎に個別に保護対策を講じてきた。

しかしながら、過疎化や少子高齢化によって文化財を保存継承していく担い手や財源の減少などにより、市内にある伝統的な祭り、風習、町並みや景観など様々な文化財が滅失や散逸の危機に瀕していたり、それらを取り巻く環境も含めて未だ調査の行き届いていない文化財が数多く存在していると考えられる。

これらの現状を把握し、新たな視点で歴史文化の価値を見出すことで、個別の文化財のみならず周辺環境や関連するものを総合的に捉え、市全域で保存継承が図られる体制の検討が求められている。また、これらの歴史文化遺産は、必ずしもまちづくりに活かされてきたとは言い難く、更なる磨き上げや従来の指定等文化財の保護政策にとどまらない活用の展開が求められている。

こうしたなか、平成 30 年(2018)6 月に、文化財保護法が改正され未指定のものを含めた文化財をまちづくりに活かしながら地域住民とともにその継承を図るため、市域に

おける歴史文化の保存・活用の促進を図ることを趣旨とする「文化財保存活用地域計画」が法定化された。

本市においても社会環境の変化や価値観の多様化、人口減少・少子高齢化が進むなか、生活の中に息づいてきた歴史文化を地域が一体となって次世代に継承し、地域の誇りの醸成や歴史観光に資する取り組みが一層求められている。そこで文化財の保存と活用に関する将来ビジョンや具体的な事業等のアクションプランを定め、輪島市の歴史文化を活かしたまちづくりやその担い手となるひとづくりを一層推進することを目的として「輪島市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という。）を作成する。

序-2 計画の位置付け

本地域計画は、法第 183 条の 3 の規定に基づき、本市における文化財の総合的な保存・活用を目的としたマスタープラン・アクションプランである。本市の最上位計画である「輪島市第 2 次総合計画」、教育委員会の上位計画となる「輪島市教育大綱」「輪島市教育振興基本計画」との整合を図りつつ、文化財保存管理計画等の個別計画の上位計画として位置づけ作成するものとする。また、石川県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱である「石川県文化財保存活用大綱」と整合を図るものとする。

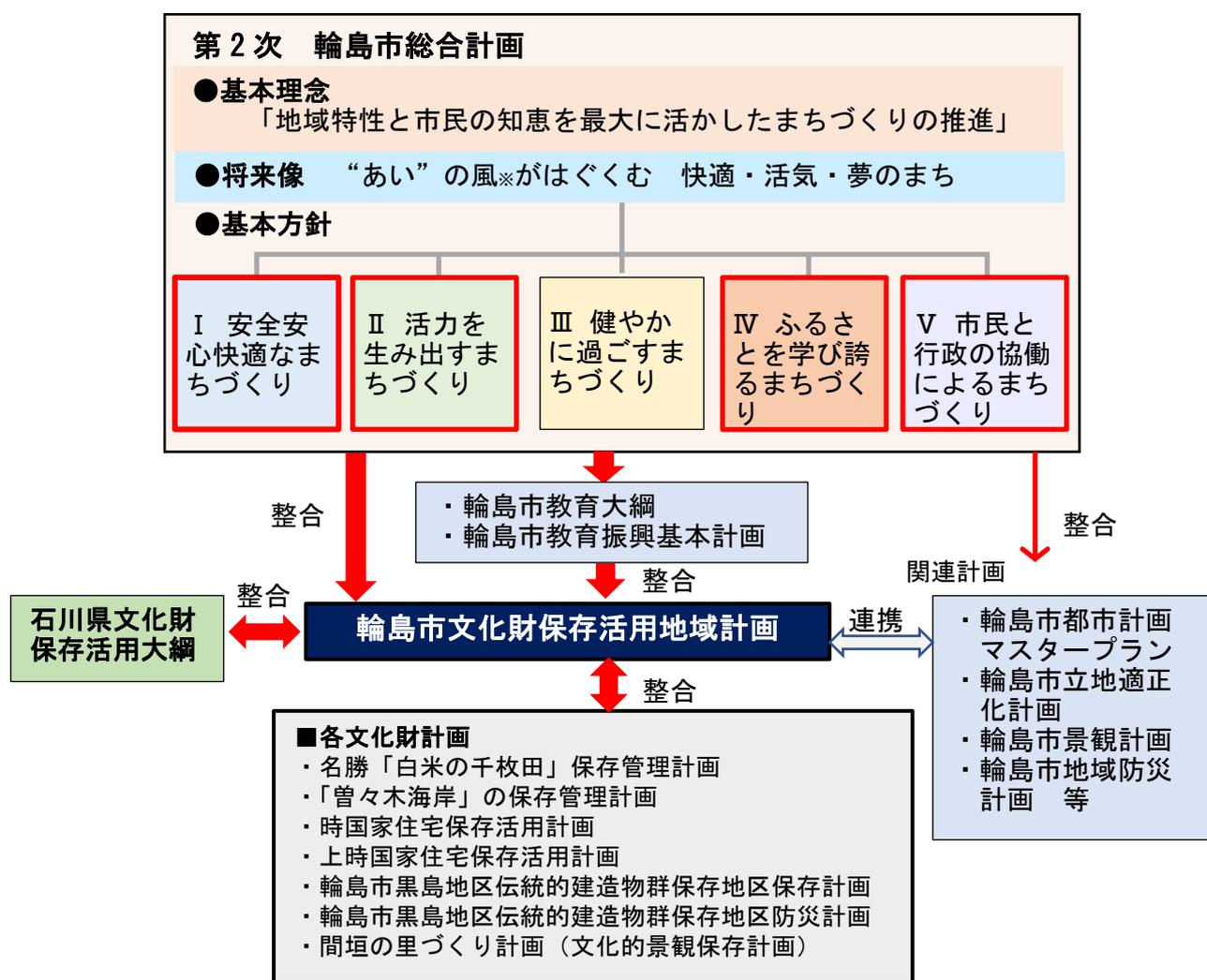


図 序-1 輪島市文化財保存活用地域計画の位置付け

※「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたもの。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が本市に活力と文化の多様性をもたらした。

本地域計画の上位計画及び主な関連計画を以下に記す。

《第2次輪島市総合計画》

作成年月	平成29年3月	計画期間	平成29(2017)年度～令和8(2026)年度
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 「地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進」 ・将来像 「“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち」 ・まちづくりの基本理念 本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、街づくりを推進する。 		
基本方針	I 安全安心快適なまちづくり II 活力を生み出すまちづくり III 健やかに過ごすまちづくり IV ふるさとを学び誇るまちづくり V 市民と行政の協働によるまちづくり		
歴史文化の位置付け	<p>基本方針「I 安全安心快適なまちづくり」「II 活力を生み出すまちづくり」「IV ふるさとを学び誇るまちづくり」において、歴史文化を保存活用するための以下の方針が位置付けられている。</p> <p>○自然・歴史的景観の保全・活用（基本方針I-3-2） 本市の魅力を実際立させる、海岸景観や歴史的景観、特徴的な街並み景観など、ふるさとへの誇りと愛着、やすらぎを与える輪島らしい景観の保全、活用を目指します。そのために、景観要素を守るとともに、市民生活に根差した活用策を推進するとともに、市民の景観形成意識の醸成とモラルの向上に取り組みます。</p> <p>○ツーリズムの振興（基本方針II-1-1） 北陸新幹線やのと里山空港といった交通結節点から国内外の集客を促進し、従来の通過型観光地から魅力ある滞在型の観光都市への転換を目指します。そのため、朝市や祭り、伝統文化、漆芸、自然、味覚、海洋レクリエーションなど、地域固有の資源を組み合わせ、多様化する旅行者のニーズをくみ取り、計画的かつ戦略的に、体験型・交流型の要素を強化したツーリズムの振興に取り組みます。</p> <p>○文化・芸術活動の推進（基本方針IV-2-1） 市民力が地域づくりに大きな影響を与えることを期待し、人々の感性や表現力、想像力等を育み、市民一人ひとりが心豊かな生活、人生を過ごせるよう、文化芸術活動の盛んな地域づくりを目指します。そのため、文化団体と連携しつつ、文化芸術に関する市民の興味・関心を高め、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を活かした人づくりとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の充実等に取り組みます。</p> <p>○文化財の保存・活用（基本方針IV-2-2） 本市の貴重な文化財を将来にわたって保存し、先人が培い継承した本市の宝を次代につなぐ地域づくりを目指します。そのため、市内に所在する文化財の存在を広く市民に伝え、市民共有の財産であるという認識を深めつつ、文化財の価値を損なわないような保存に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、その価値を正しく理解して親しみを持つことができるよう取り組みます。</p>		

《輪島市教育振興基本計画》

作成年月	令和3年2月	計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 「変化する時代の中で、学びを通じて力強く生き抜いていくことができる人づくり」 ・基本目標： <ul style="list-style-type: none"> i 学校教育の充実 ii 地域全体で取り組む教育力の向上 iii 生涯学習の推進 iv 文化資源の保存・活用 		
歴史文化の位置付け	<p>基本目標「iv 文化資源の保存・活用」において文化財の保存活用に関する施策について以下のことが述べられている。</p> <p>○文化財の保存 文化財の新たな掘り起こしを行うとともに、市民及び文化財保持団体等の文化財保存意識の高揚を図り、適正な保存に努めます。 ・文化財の掘り起こし ・文化財の保存意識の高揚</p> <p>○文化財の活用 地域固有の財産である文化財に触れる機会を提供し、ふるさと意識の醸成を図るとともに、文化財の観光資源としての活用を図ります。 ・ふるさと意識の醸成 ・文化財の観光資源としての活用</p>		

《輪島市都市計画マスタープラン》

作成年月	平成24年6月	計画期間	平成22(2010)年度～令和12(2030)年度
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念 「市民がつくる“あい”のまち輪島」 ○基本目標 <ul style="list-style-type: none"> 基本目標 1：郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり 基本目標 2：多様な地域資源の魅力を活かし、個性とうるおいあるまちづくり 基本目標 3：連携と交流による、協働のまちづくり 		
歴史文化の位置付け	<p>地域特性に基づき、5つの地域別構想を策定し、以下の将来目標と方向性が述べられている。</p> <p>○輪島中央地区 将来目標：輪島の中心地として交流と賑わいのある地域づくり 方向性：歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の形成 ・マリンタウンなどの新たな都市空間の整備促進 ・交流と賑わいを演出するウォークアブルシティ輪島の推進</p> <p>○輪島西部地区 将来目標：總持寺祖院などの歴史・文化を受け継ぐ地域づくり 方向性：總持寺祖院周辺・黒島の街並みや間垣など、歴史・文化の継承 ・猿山岬などの良好な自然環境の保全 ・自然環境と共生した安全で快適な街並みの形成</p>		

歴史文化の 位置付け	○輪島東部地区
	将来目標：里山里海の継承と人々の交流が盛んな地域づくり 方向性：曾々木海岸などの良好な自然景観の保全 ・自然と調和した良好な農村・漁村集落景観の保存（里山里海の継承） ・歴史・文化などの観光資源を活かした交流機会の創出
	○輪島南部地区
	将来目標：自然と調和した里山を受け継ぐ地域づくり 方向性：自然環境に包まれた、良好な集落景観の保存（里山の継承） ・輪島市への主要な陸路・空路を玄関口として、交流機会の創出 ・交通の利便性を活かした産学拠点の創出

≪輪島市景観計画≫

作成年月	平成 30 年 4 月	計画 期間	平成 30(2018)年度～
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の方針を輪島塗の工程になぞらえて以下のとおり定めている。 方針1「景観の木地づくり」 ・市民が景観を学び、景観づくりに参加できるような取り組みを進めていく 方針2「景観の研ぎ・塗り・加飾」 ・景観に磨きをかけ人々に感動と安らぎを与えられる景観づくりを行う 方針3「景観のなおしもん」 ・価値を高めた景観を修復、手直しを繰り返し、より良い景観形成を続けていく 		
歴史文化の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・景観類型を「自然景観」「まちなみ景観」「生活景観」「眺望景観」に分類し、それぞれに景観形成方針を定めている。 <li style="background-color: #e6f2ff;">○自然景観 ・海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。 ・海岸景観との調和に十分配慮した景観形成に努めます。 ・奇岩や滝など、海岸景観のアクセントとなる景観要素の保全に努めます。 ・砂浜からの夕日など海と親しめる空間づくりに努めます。 ・海岸清掃など市民、事業者、行政の協力・連携による景観保全に努めます。 ・市街地などの背景となる山並み景観の保全に努めます。 ・山地景観に配慮した事業活動に努めます。 ・地域独自の植生の保全と活用に努めます。 ・能登空港からの眺望景観に配慮した事業活動に努めます。 ・うるおいある河川景観と調和した川沿い景観の規制誘導に努めます。 ・軸としての連続性に十分配慮した河川整備に努めます。 ・河川清掃、生活排水への配慮など市民・事業者・行政の協力・連携による景観保全に努めます。 <li style="background-color: #e6f2ff;">○まちなみ景観 ・輪島の伝統的な意匠を活かした住環境の創出に努めます。 ・市街地の背景となる自然景観との調和に努めます。 		

歴史文化の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島らしい景観の創出に努めます。 ・門前らしい景観の創出に努めます。 ・門前の伝統的な意匠を活かした景観の創出に努めます。 ・水辺・田畑・家屋・周辺の自然環境が一体となった里山景観の保全に努めます。 ・担い手育成や交流人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。 ・棚田の継承による景観の保全に努めます。 ・生活に密着した里海景観の保全に努めます。 ・景観保全のための生活環境充実に努めます。 ・伝統的な佇まいの残る里海景観の保全に努めます。 ・快適かつ安全な景観ネットワークの形成に努めます。 ・良好な沿道景観の形成に努めます。 ・良好な景観資源の保全に努めます。 ・移動する歩行者や車からの視点に配慮した沿道景観の形成に努めます。 <p>○生活景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活景観の保全継承に努めます。 ・伝統文化や祭礼の舞台としての景観形成に努めます。
-----------------------	---

《輪島市地域防災計画》

作成年月	平成 18 年 2 月	計画 期間	平成 18 (2006) 年度～
計画の概要	一般災害対策編においては文化財の災害予防、一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編においては文化財対策として事前対策、応急処置等について記述している。		
歴史文化の 位置付け	<p>○文化財の災害予防</p> <p>1. 建築物等予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関及び警察と協力して所有者、管理者等を指導する。 ア 防火管理の体制を整備する。 イ 環境の整理整頓を実施する。 ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。 エ 火災危険のある個所の早期発見並びに施設の改善を行う。 オ 火災警戒は、特に厳重に行う。 カ 消火設備を完備する。 キ 警報装置を完備する。 ク 消防用水の確保措置を講ずる。 ケ 消防車両の進入道路を確保する。 コ 防火塀、防火帯を設ける措置とする。 サ 防火壁、防火戸を設置する。 シ 自衛消防組織の訓練を実施する。 ス 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。 		

<p>歴史文化の 位置付け</p>	<p>2. 美術工芸品等の予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術工芸品は、できる限り耐火・耐震性の強い収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建築防火設備同様の措置をとるよう指導する。 <p>3. 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しても人命に被害が及ばぬよう平常時の管理に万全を期すよう指導する。 <p>4. 事前対策</p> <p>ア 防災対策の意識啓発と予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 ・また、火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 <p>イ 民間団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、文化財保護のため、平時から民間団体等との連携を強化する。 <p style="background-color: #e6f2ff;">○文化財対策</p> <p>1. 応急処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。 ・文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。 ・関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 ・文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被害者の救助を優先する。 <p>2. 被災文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。 <p>3. 埋蔵文化財対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急を要する復旧事業が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。 <p>4. 事前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。
-----------------------	---

序-3 計画の期間

本地域計画の計画期間は、令和4年度(2022)から令和14年度(2032)までの11年間とし、令和4年度(2022)から令和6年度(2024)の3年間は短期、令和9年度(2027)までを中期、令和14年度(2032)までを長期とする。本市の第2次輪島市総合計画の計画期間が平成29年度(2017)から令和8年度(2026)であることから、第3次輪島市総合計画が策定された際にその内容を本地域計画の長期計画に反映させ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、文化財を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、柔軟に施策の推進を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。またその見直しをする際、計画期間の変更、市域内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更や地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、計画変更の認定申請を行うものとし、それ以外の軽微な変更については、石川県を通じて文化庁に報告するものとする。

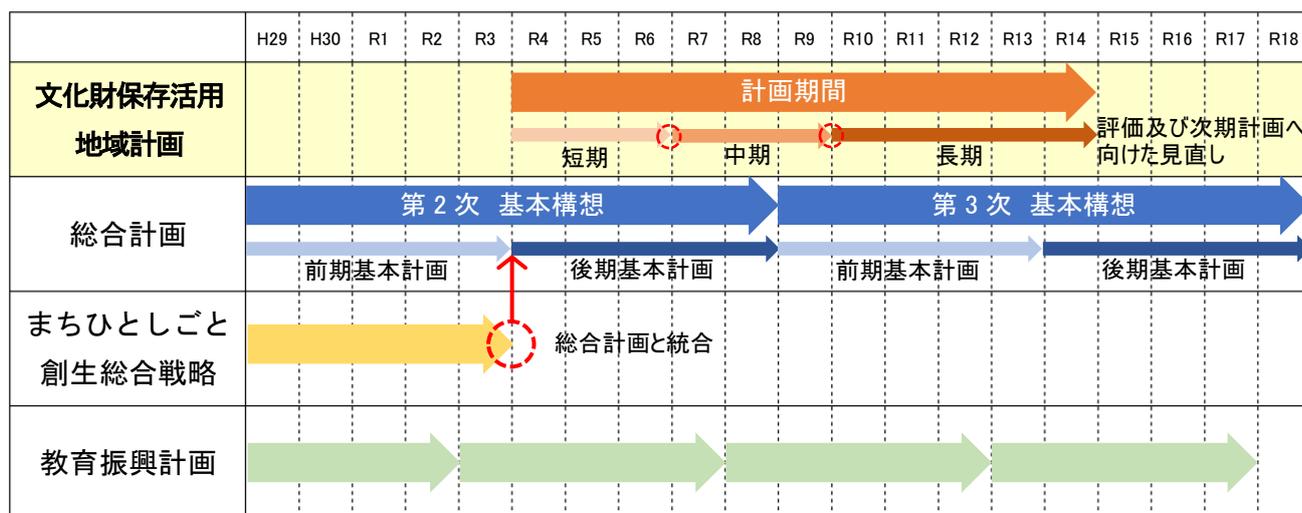


図 序-2 計画期間と関連計画との関係性

序-4 作成の体制と経緯

本地域計画の作成にあたっては、令和元年度(2019)に文化財保護法第183条の9に基づく協議会として、学識経験者・地元関係者で構成された「輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、各委員の専門的な見地から助言・指導を得ながら検討を進めた。

令和元年度(2019)を初年度とし、協議会を各年度につき3回程度の開催をし、最終年度には輪島市文化財保護審議会への意見徴収、パブリックコメントの実施を経て本地域計画の作成を行った。

輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会

区分	分野	氏名	役職
学識 経験者	《会長》 全体総括	西村 幸夫	東京大学名誉教授 神戸芸術工科大学教授(令和元年度) 國學院大學新学部設置準備室長教授(令和2年度～)
	文化的景観	安藤 邦廣	筑波大学名誉教授
	建築	坂本 英之	金沢美術工芸大学名誉教授
	まちづくり	菅野 圭祐	金沢工業大学講師(令和元年9月～同3年8月) 筑波大学芸術系助教(令和3年9月～)
	里山文化	坂本 善昭	NPO法人石川県茅葺き文化研究会理事長
地元	《副会長》 経済界	里谷 光弘 久岡 政治	輪島商工会議所会頭(令和元年9月～同年10月) 輪島商工会議所会頭(令和元年11月～)
	経済界	沢田 隆	門前町商工会会長
	観光	新甫 実	輪島市観光協会会長
	郷土史	高山 文雄 岸野 欣一	輪島地方史研究会会長(令和元年9月～同3年12月) 輪島地方史研究会会長(令和3年12月～)
	郷土史	大倉 克男	門前町郷土史研究会会長
	文化財関係 保存会	工野 伸治	黒島まちなみ保存会会長
行政	石川県	田村 彰英 山下 幸則	石川県教育委員会事務局文化財課長(令和元年度) 石川県教育委員会事務局文化財課長(令和2年度～)
	輪島市	定見 充雄 富水 聡 坂口 勇	輪島市教育委員会教育部長(令和元年度) 輪島市教育委員会教育部長(令和2年度) 輪島市教育委員会教育部長(令和3年度)
	輪島市	中前 豊 日野 悟	輪島市建設部都市整備課長(令和元年度) 輪島市建設部都市整備課長(令和2年度～)
	輪島市	永井 一成	輪島市産業部観光課長
	輪島市	平岡 広 出坂 正明	輪島市総務部防災対策課長(令和元年度) 輪島市総務部防災対策課長(令和2年度～)

輪島市文化財保護審議会

役職	氏名	専門分野	役職等
会長	大向 稔	美術工芸	元会社役員
職務代理	木越 祐馨	郷土史	光琳寺住職・加能地域史研究会代表委員
委員	矢花 秀恵	宗教	浄願寺住職
委員	高木 信治	建築	高木信治建築研究所所長
委員	中田 玄丈	宗教	元總持寺祖院事務員
委員	砂上 正夫	考古	元輪島市職員
委員	坂下 静香	植物	能文連自然保護特別委員会委員
委員	小橋 明直	教育	元輪島市教育委員会委員長
委員	東四柳 史明	郷土史	金沢学院大学名誉教授
委員	塩安 眞一	美術工芸	輪島漆器商工業協同組合相談役

《作成の経緯》

令和元年度（2019）

- 8月1日 輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会規則 制定
- 9月12日 第1回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 12月9日 第2回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 3月21日 第3回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

令和2年度（2020）

- 8月28日 第4回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 11月27日 第5回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 3月11日 第6回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

令和3年度（2021）

- 7月13日 第7回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 11月16日 第8回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 12月13日 輪島市文化財保護審議会への意見聴取
- 1月25日 第9回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催
- 2月8日 パブリックコメントの実施（2月8日～3月10日）
- 3月10日 輪島市文化財保護審議会への意見聴取
- 3月17日 第10回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

序-5 用語の定義

(1) 本地域計画の対象

文化財とは、人々の暮らしの中で継承されてきた有形・無形の所産を指す。文化財保護法では、6種類の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）や文化財の保存技術について、重要なものを国が指定・選定・登録、地方公共団体が指定し、保存に努めることとしている。しかし、「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものであることから、本地域計画では、未指定のものも含めて、文化財保護法の6種類の文化財、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、伝承、娯楽など、地域で継承されているものや、継承が危ぶまれているのが大切にしたいと思われているもの、さらに個々の文化財を核とし、それらを取り巻く周辺環境や人々の活動を幅広く対象とする。

(2) 歴史文化遺産と歴史文化

本地域計画では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群などの指定等文化財、未指定文化財と歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産を併せて「歴史文化遺産」とする。

一方、「歴史文化」は歴史文化遺産と、それを取り巻く周辺環境とそれを下支えする人々の生活（活動）が相互に関係し創り出されるものと定義する。

【指定等文化財】： 指定・選定・登録の文化財

【歴史文化遺産】： 「指定等文化財」 + 「未指定の文化財」
+ 「歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産」

【歴史文化】： 「歴史文化遺産」 + 「周辺環境や人々の活動等」

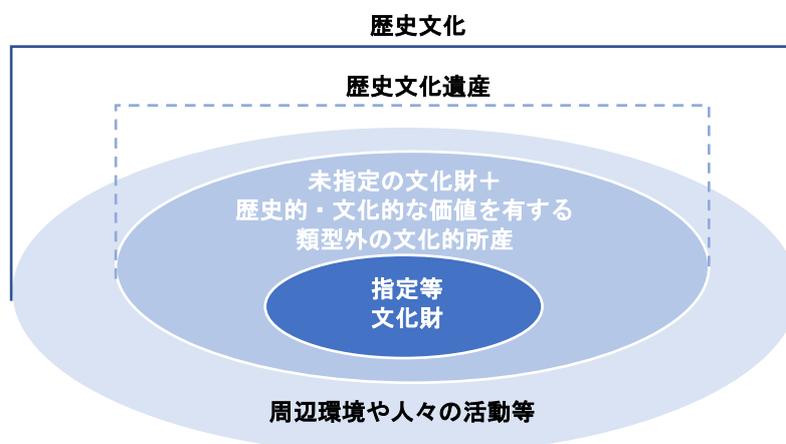


図 序-3 歴史文化遺産と歴史文化の捉え方

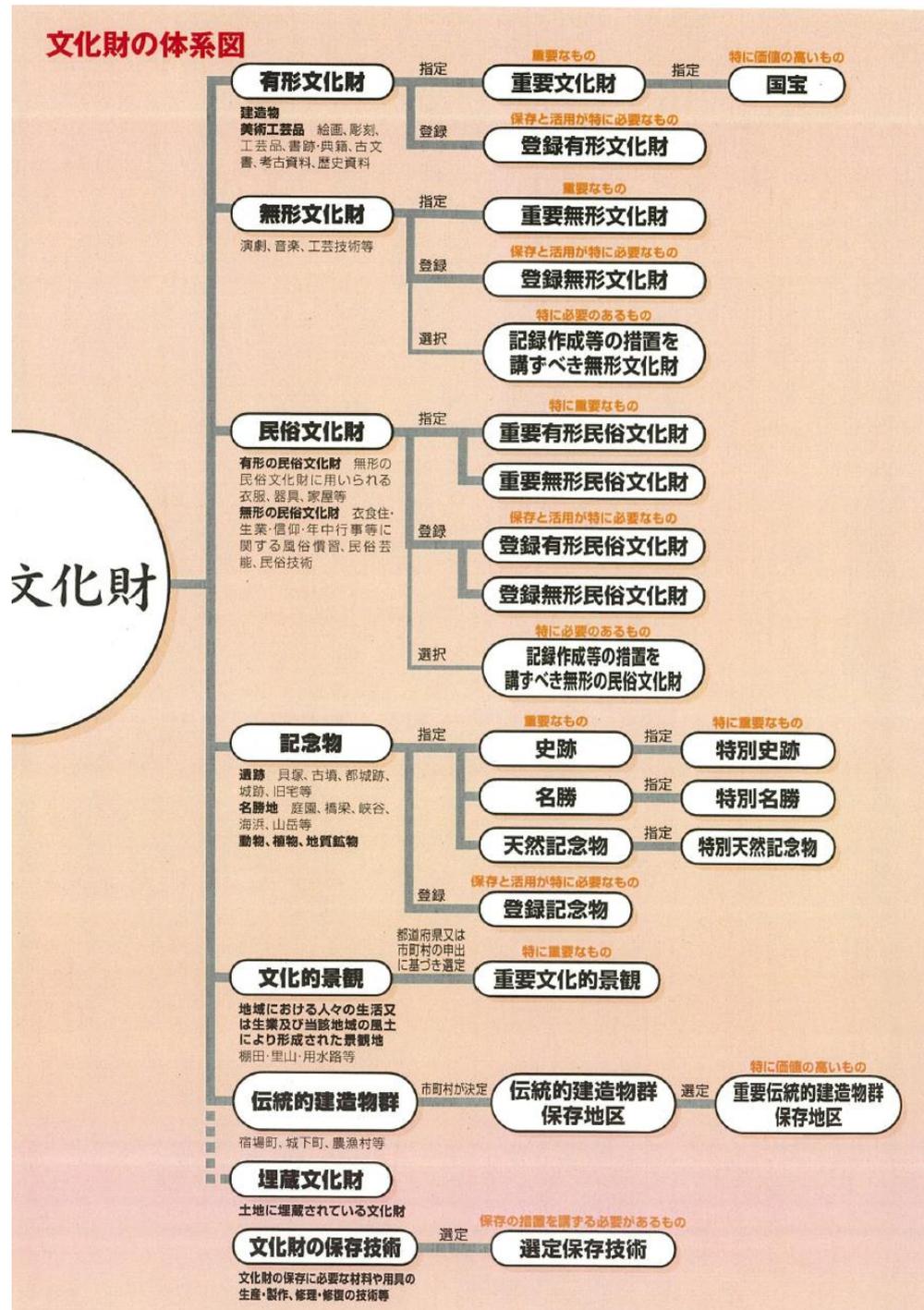


図 序-4 文化財保護法に規定される 6 類型